

【平成 28 年度版】住まい快適リフォーム事業 申請の手引き

補助対象者は？

- ① 柏崎市に住所がある方
- ② 市税の未納がないこと

対象住宅は？

- ① 柏崎市内に存する一戸建住宅であること
- ② 住宅所有者又は2親等以内の親族が現に居住していること



補助対象工事は？

- ① **必須工事を含む20万円以上のリフォーム工事**であること
(必須工事については最終ページの別表参照)
- ② **3月17日(金)までに実績報告(完了)**できる工事であること
- ③ 下記のいずれかが施工する工事であること
 - ◇市内に本社又は営業所を有する法人事業者
 - ◇市内に住民登録を有する個人事業者

補助金の額は？

工事費の20% 上限額20万円

工事費	補助金額
工事費が20万円未満	補助の対象外
工事費が20万円以上100万円未満	工事費の20%の額(千円未満切捨)
工事費が100万円以上	一律20万円

補助対象工事

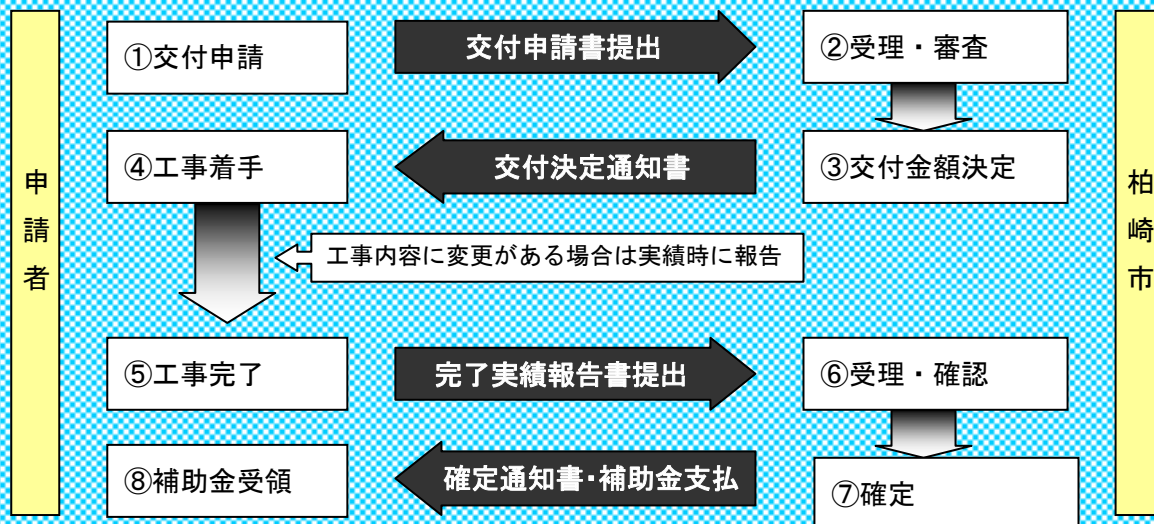
- 必須工事 のみ
- 必須工事 + その他のリフォーム工事

必須工事：バリアフリー化工事・省エネ化工事・耐震化工事 (詳細は最終ページの別表参照)

必須工事はリフォーム前より性能・機能が向上する工事が補助対象となります。劣化・故障等による修繕や性能・機能が同じものへの取り替え工事はその他のリフォーム工事になります。

手続きフロー

***工事着手は、交付決定通知書受領後になります。事前着手は認めません。**



補助金交付申請書を提出
(申請書類：別途様式) ⇒

☆添付書類の7は工事施工者が用意してください。4～6についても、できるだけ工事施工者で用意してください。

☆当初の見積書により補助金額を決定しますので、工事内容を十分に協議して作成してください。**補助金が限度額に達しない場合でも、工事中的内容変更による増額は認められません。**

第1号様式 (第5条関係)
柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 -
住 所
氏 名 ②
(電話 - -)

柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業概要

住宅所在地	柏崎市			
住宅所有者	1	申請者と同じ	2	住所 氏名

○補助金交付申請書【第1号様式】

原則として当該住宅の所有者本人が申請者ですが、所有者が当該住宅に居住していない場合で、二親等以内の親族が居住している場合は居住者が申請者になります。施工者欄は市内の事業者を記入してください。

【添付書類】

1. 住民票	リフォームをする住宅に現在居住していることを確認しますので、申請者の住民票を添付してください。
2. 納税証明書 (完納証明)	申請者に市税の未納がない事を確認しますので、納税証明書(完納証明)を添付してください。ただし申請者と住宅所有者が異なる場合、双方の完納証明を添付してください。(※登記簿上は名義が異なっても、課税上の納税義務者を所有者とみなします。)
3. 固定資産税 課税明細書の写し (最新の年度のもの)	対象となる住宅の所有者を確認しますので、固定資産税の納税通知書と一緒に送付される課税明細書を用意してください。また、この他に登記簿謄本、建築確認済証、完了検査済証等で所有者が確認できる書類でも代用できます。
4. 案内図	住宅地図等で建物の位置がわかるように表示してください。
5. 工事計画図面	平面図等に 必須工事 と その他のリフォーム工事 を行う部分の現在の状態と、改修後の状態がわかるように図示してください。必須工事は、工事前後の仕様を明記するなど、工事内容を具体的に記述し、性能・機能等が向上することがわかるようにしてください。必要により、性能・仕様がわかるカタログ等を添付してください。
6. 現況写真	リフォーム工事を行う 住宅の全景 、 工事予定部分の現況写真 を用意してください。(※ 工事前の写真 は、実績報告書でも添付しますので、 実績報告書分の工事前写真の準備をお願いします。)
7. 工事見積書の写し	できる限り一式工事とせず、工事内容の内訳がわかる見積書を作成してください。補助対象外工事がある場合は、見積書内で諸経費や消費税についても、補助対象外の部分の費用を明確に分けてください。
8. 誓約書	様式は、建築住宅課窓口にあります。または、柏崎市ホームページからもダウンロードできます。

工事が完了したら

完了実績報告書を提出
(申請書類：別途様式) ⇒

- ★工事前、工事中の写真をご用意ください。
- ★工事内容に変更があった場合は、変更後の見積書を提出していただきます。ただし補助金額の増額変更は認められません。

第3号様式(第8条関係)
柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金変更交付申請書
兼 完了実績報告書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

補助事業者(申請者) 〒 ー ー ー
住所
氏名
(電話 ー ー ー)

年 月 日付け第 号 で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。併せて補助金を請求します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円
2 事業概要

○補助金変更交付申請書 兼 完了実績報告書【第3号様式】

当初の申請金額と変更になる部分に変更後の内容を記入してください。
補助金の振込み先は申請者と同一名義の口座を記入してください。

【添付書類】

1. 工事写真	<u>工事前</u> 、 <u>工事中</u> 、 <u>完了後</u> の写真
2. 監理状況報告書	工事施工者が見積内容どおりに監理し、工事が完了したことを、申請者(施主)に報告する書類です。様式は任意ですが、参考様式を用意しますので、記載例を参考に工事の監理状況を報告してください。
3. 工事費支払い領収書の写し	原則として見積金額と同額の支払い領収書の写しを添付してください。 <u>支払い完了までが工事期間になります。</u>
4. 工事見積書の写し ※ <u>変更がある場合のみ提出</u>	変更工事内容の内訳がわかる見積書を作成してください。この場合、変更分だけでなく当初の工事内容を含めた見積書を作成してください。
5. <u>住宅用火災警報器設置状況写真</u>	住宅用火災警報器の設置状況の写真を添付してください。 *設置が必要な室は、寝室と階段室(2階に寝室がある場合)です。
6. アンケート	アンケートにご協力をお願いします。

ご注意ください

- ・ 着手済の工事は対象になりません。
- ・ 他の補助金と重複することはできません。併用する場合は、それぞれ対象とする工事を見積書内で明確に分ける必要があります。
- ・ 補助金額が限度額(20万円)に達しない場合でも、1住宅に1度の申請に限ります。
- ・ **3月17日(金)までに実績報告書を提出してください。**
- ・ 交付申請後、取りやめる場合は必ず建築住宅課まで連絡をしてください。



◆必須工事例 (※) 機器などは補助対象外

必須工事	工事例
バリアフリー化工事	・手すりの設置 ・浴室、便所の改良 (※) ・玄関、廊下等の拡幅 ・床の段差解消 ・床表面の滑り止め ・ホームエレベータ等の設置 (※)
省エネ化工事	・壁等の断熱改修 ・窓の断熱改修 ・LED照明への取り替え (※) ・高効率給湯器への取り替え (※) ・太陽光発電システム等の設置 (※) ・遮熱塗料 (屋根・屋上) 工事 ・遮熱フィルム (窓) 工事
耐震化工事	・屋根の耐震化・軽量化 ・耐力壁の増設 ・基礎、柱、梁等の補強

必須工事は、リフォーム前より性能・機能が向上する工事が対象となります。劣化・故障等の修繕や、リフォーム前の性能・機能と同じものへの取り替え工事はその他のリフォーム工事になります。

◆その他のリフォーム工事例

	リフォーム内容	可否	特記事項
1	部屋の増築	○	一部取り壊し費含む
2	屋根の葺き替え、外壁の補修、塗装	○	
3	間取りの変更、壁紙張替え	○	
4	浴室、便所、台所等の改良工事	○	ユニットバス、便器、キッチン等は対象外 (※)
5	建具、畳、窓ガラス、サッシ工事	○	
6	防音工事	○	
7	シロアリ防止等の床処理	○	シロアリ駆除は対象外
8	住宅以外の用途部分の増改築	×	ただし、住宅建物の一部にある車庫部分は対象になります (住宅専用車庫に限ります)
9	外構、造園、門扉、ブロック塀工事	×	
10	取り壊し工事のみ場合	×	

(※) 以下の機械器具、製品費は補助の対象になりません。

- ・家電製品 その金額に関わらず、テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄器、電子レンジ、オーブン、レンジ、炊飯器、照明器具、火災警報器その他これらの製品に類するもの
- ・厨房製品 その金額に関わらず、システムキッチン、調理台、流し台、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、換気扇その他これらの製品に類するもの
- ・衛生設備製品 その金額に関わらず、ユニットバス、風呂釜、洗面化粧台、シャワートイレ便器、給湯器、ボイラーその他これらの製品に類するもの
- ・その他設備製品 その金額に関わらず、発電設備、エコキュート設備、太陽温水設備、暖房器具、ストーブ、TVアンテナ、シャッター、カーテンその他これらの設備、備品に類するもの
- ・その他 上記のほか単体で機能を発揮する製品等で1個の価格が1万円以上の製品及び市長が補助基礎額の対象外とする製品

上記は工事の一例です。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

(問い合わせ先) 柏崎市 建築住宅課指導係

TEL:0257-21-2290 FAX:0257-23-5116

柏崎市ホームページ <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/>